

昭和三十八年度の米價決る

今年の政府が買入れる米の価格は下表のとおりです。

出荷の時刻		昭和38.9.8迄	昭和38.10.1より 昭和38.10.10迄	昭和38.10.11より 昭和38.10.21迄	昭和38.10.22以降
水	1等(玄米) 60キロ正味	5,430円	5,350円	5,270円	5,190円
	2等(ク) ク	5,350円	5,270円	5,190円	5,110円
	3等(ク) ク	5,270円	5,190円	5,110円	5,030円
	4等(ク) ク	5,190円	5,110円	5,030円	4,950円
	等5(ク) ク	4,990円	4,910円	4,830円	4,750円
稲	陸 稲 玄 米 60キロ	上記の表から160円を差引いた価格			
	水稲 もち玄米 60キロ	上記の表に525円を加えた価格(12月15日まで)			
	陸稲 もち玄米 60キロ	上記の表に225円を加えた価格(12月15日まで)			
	俵(複式俵) 新	133円			
	その他の加算額	60キロに付 40円			

地籍調査で村の建設

国は「国土調査促進特別措置法」を制定し、昭和三十八年度から四十七年度までの十一年間に四二、〇〇〇平方キロを計画しました。本県では一、五〇〇平方キロが計画され、県全体の四分の一に相当するものです。この調査を行なうために十一年に約五〇ヶ市町村を実施する必要があると考えられるので、実施地域の選定については早急に実施する必要があると思われ、下記の地帯を計画しました。

○県総合開発計画地域
○現在、地籍調査を実施中の町村を中心とするその周辺町村
以上の事情より見ると、玉造、麻生はすでに実施中であるので本村としても早急に計画を進める必要があると思われ、地籍調査のあらましについて以下の説明をいたします。

○国土調査は、新しい村づくりの礎である。

皆さんの村をより良いものにし、又、皆さんの生活を安定させるために、新農村建設計画がたてられています。この計画を執行に移すためには、その基となる調査や資料を整えなければなりません。このために地籍調査が行なわれるのです。この調査は、土地の国勢調査ともいえるもので、国土調査の一つとして行なわれる大切な調査です。今までの「土地台帳」や「字限図」は明治の始めに地租(税金)をとるための目的でできたもので、当時の測量技術が低く、又長い年月を経たため、現況のうづりかたりによって、今ではあてにならない、大切な土地の境界争いの原因ともなっています。地籍調査は、正しい測量によって新しく地図と台帳を作り、皆さんの土地の正しい位置、形、地番、地目、面積を明らかにするための調査なのです。これができると

交換分合をはじめ土地改良事業や土木事業など、いろいろの建設事業の計画を立てたり、作業したりするのにも大変役立つとともに、大切な土地を保護することができるので、地籍調査は、もともとの基準測量からいいます。また、土地の分筆や合筆、地目交換などを希望される場合は、そのように取り計らうこともできます。更に、皆さんの土地で登記を必要とするときは、いろいろ御指導申し上げることになります。

○土地の一番大切な面積を正しく測量します。
以上の準備が完了すると、平板測量機を持って測量技師が細かく測量し、地図を作ります。なお、最近空中写真の進歩によって、写真による測量ができるようになり、真に正確な測量ができるようになりました。これは空中からうつした写真ですから、すべての地形や地物がうつります。このためにはみなさんの住所の境の要所に上空から見えるような対空標識を付けて撮影を行ない、その写真を図化機の精密な機械によって、地上で平板により測量したと同じ地図を作ることができるのです。

○調査や測量の結果は、皆さんに見てもらいます。もし間違いがあればすぐ申し出て下さい。
測量が終わって地図と台帳ができあがります。二十日間開場で閲覧に供されます。その時は一度目を通して、自分の住所に間違いがないかどうかを確認して下さい。もし間違いを見つけたら、すぐ係の人に申し出て、あらためて載せます。○地籍調査はどんな効果があるか
一、権利関係が明確になり、土地に関する紛争をなくすることができ、二、これらの事業において、必要用地の取得、譲渡等のための分合筆が容易となる。また補償問題の紛争の解決が容易になる。三、復興事業計画の作成、復旧事業の査定等の基礎資料となる。四、土地台帳が正確なものとなる。五、土地改良、区画整理事業等にあっては計画から事業完了までに数回(五〜六回)行なわれる測量が省け、しかも正確な計画ができる。七、交換分合その他農地の集約化事業を容易にする。八、農業所得の正確な把握が容易になり、又固定資産税の賦課の公平化が期待できる。九、土地に関する正確な統計資料を提供する。十、食糧生産量の正確な把握が容易となる。十一、その他総合開発計画、都市計画等の基礎となる。

老後の生活を明るく豊かに

老人福祉法が制定されました

皆さんが老後の生活はどのようなか考えたことがありますか。その老後の生活について国や県、市町村が責任をもって保障するために今年老人福祉法が制定され昭和三十八年八月一日から実施されることになりました。次にその概要について説明しましょう。

一、基本的考え方
①老人は長い年月にわたる社会の進展に貢献してきた者であるから一般国民の敬愛をうけると

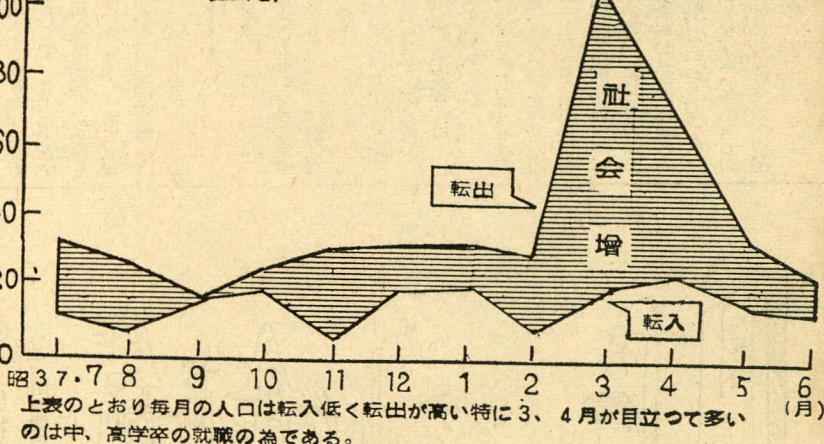
もいいます。また、土地の分筆や合筆、地目交換などを希望される場合は、そのように取り計らうこともできます。更に、皆さんの土地で登記を必要とするときは、いろいろ御指導申し上げることになります。

○土地の一番大切な面積を正しく測量します。
以上の準備が完了すると、平板測量機を持って測量技師が細かく測量し、地図を作ります。なお、最近空中写真の進歩によって、写真による測量ができるようになり、真に正確な測量ができるようになりました。これは空中からうつした写真ですから、すべての地形や地物がうつります。このためにはみなさんの住所の境の要所に上空から見えるような対空標識を付けて撮影を行ない、その写真を図化機の精密な機械によって、地上で平板により測量したと同じ地図を作ることができるのです。

②老人は心身の変化を自覚して常に心身の健康を保つよう努めるとともに自分のもっている知識と経験を社会に役立たせるよう努力して欲しいこと。
③一般社会は老人の希望と能力に応じて適当な仕事と社会的活動に従事する機会を与えること。
④国や県、市町村の福祉を推進する責務を有すること。
二、「老人の日」を九月十五日と

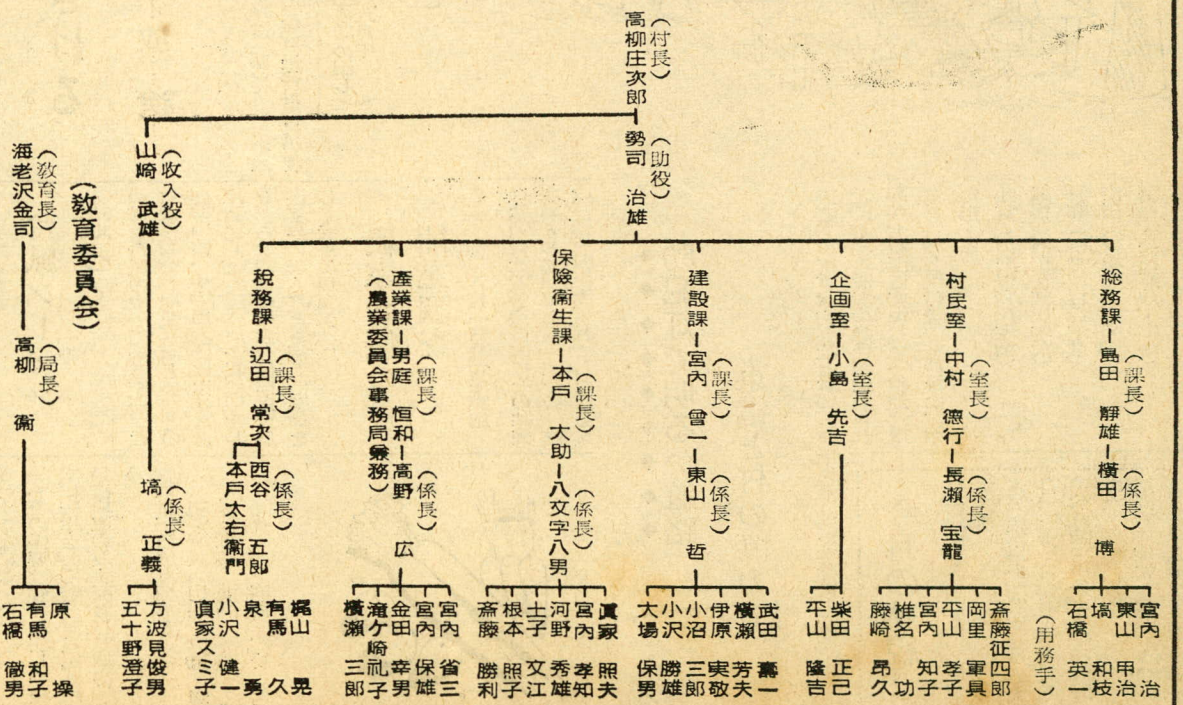
もに健全で安らかな生活を保障されなければならぬこと。
②老人は心身の変化を自覚して常に心身の健康を保つよう努めるとともに自分のもっている知識と経験を社会に役立たせるよう努力して欲しいこと。
③一般社会は老人の希望と能力に応じて適当な仕事と社会的活動に従事する機会を与えること。
④国や県、市町村の福祉を推進する責務を有すること。
二、「老人の日」を九月十五日と

村の月別人口動態 (社会増)

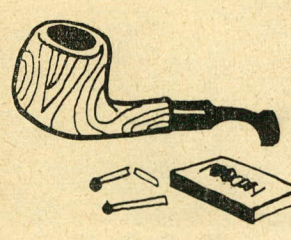


上表のとおり毎月の人口は転入低く転出が高い特に3、4月が目立つて多いのは中、高学卒の就職の為である。

北浦村行政機構一覧 (昭38.7.1改正)

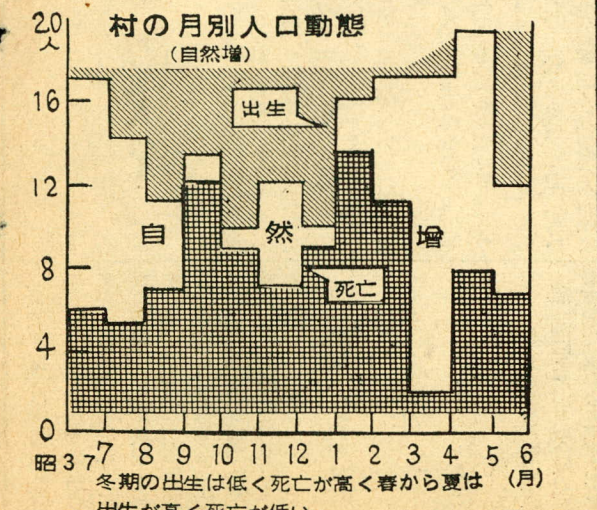


考えるときの
たばこの効用
何かよいアイデアはないだろうか



と考える時、頭にやった手の指の一本が、本が軽くこめかみを叩いたり、指先を噛んだり、貧乏ゆすりしたり、人によりさまざまですが、本に考えごとをするときには身体はどこの部分が働いているかが頭の働きに都合がよいようです。

気分転換の「たばこ」というほか「たばこ」を喫うという動作が貧乏ゆすりなどの代用をつとめ、この考える頭のはたらきに協力することが多いのです。「たばこ」が思考の扉を開くことも申すのでしうか。



冬期の出生は低く死亡が高く春から夏は出生が高く死亡が低い。